

## 京都市立小学校冷房化等事業

### 実施方針に関する質問及び回答について

平成 17 年 5 月 20 日に公表した「京都市立小学校冷房化等事業実施方針」に関して、以下の質問が寄せられましたので、回答と併せて公表します。(質問者に対し、個別には、回答を行いません。また、質問者名は、公表しません。)

ただし、事業者等からの意見等を受けて、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがありますので、御留意ください。

(「京都市立小学校冷房化等事業実施方針」第 1. 1. (12)参照)

なお、質問内容は、原文のまま掲載しています。

平成 17 年 6 月 23 日

## 実施方針に関する質問及び回答

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	実施方針本文	P1	第1 1 (4)	今回対象の学校数：156校、室数：約2,500教室となっておりますが、1校で最大の教室数は何室でしょうか。  (集中管理及びモニタリング用中央監視盤の管理点数を把握するのに必要なため、ご教示願います。)	対象校156校のうち1校で最多の対象施設(普通教室等)の室数は、35室の予定です。 なお、入札説明書等の添付資料として、各対象校において作成した対象施設の現況図を提供する予定です。
2	実施方針本文	P2	第1 1 (5)ア	設計・施工等の各業務の範囲として「調整業務には、学校長との調整も含みます」とありますが、調整の範囲については入札価格に影響を与えないものに限定するとの理解で宜しいでしょうか。	第1-1(5)アに記載の「学校長との調整」は、設計のための現況調査の日程調整、室外機等の設置可能な範囲の確認等を想定しています。
3	実施方針本文	P2	第1(5)ア	設計・施工等の各業務の範囲として「調整業務には、学校長との調整も含みます」とありますが、市の担当者の立会いはあるのでしょうか。	第1-1(5)ア及びイに記載の「学校長との調整」に関して、市が必要と判断した場合に立ち会うことを想定しています。
4	実施方針本文	P2	ア※ イ※ ウ※ オ※	「調整業務には、学校長との調整も含みます」とありますが、市教育委員会の意見と学校長の意見の食い違いが生じた場合の処理方法はどのようになりますか？	食い違いを解消すべく、市が学校長と調整しますが、それでもなお調整がつかない場合には、市の意見、判断に従っていただくことで足りるものとしします。
5	実施方針本文/参考資料1	P2/P10, P11/P33	ウ/4(1)(2)/③	「工事監理業務」について  PFIの事業範囲内に工事監理業務が含まれておりますが、参考資料1“要求水準の考え方”工事監理業務は“第三者による工事監理を行うこと”とあります。 第三者による監理という点から入札参加グループ構成企業並びに協力企業に入るのは不適切と考えます。 工事監理業務企業とSPC会社との関係、位置付けを明示願います。 又、入札参加グループ構成企業もしくは協力企業に工事監理業務企業を入れて良い場合の入札参加要件の明示もお願い致します。	入札説明書等の添付資料「要求水準書」で提示します。
6	実施方針本文	P2	オ	エネルギー使用量の計測・記録が求められていますが、空調にかかるエネルギー費の算定までは求められないという理解でよろしいですか？	詳細は、入札説明書等の添付資料「要求水準書」で提示しますが、基本的に本事業に係るエネルギー量の計測・記録を事業者を求めることとし、エネルギー費用の料金の記録までは求めません。ただし、事業者として、エネルギー費用の記録を提案することも妨げません。
7	実施方針本文	P2	オ	エネルギー使用量の計測・記録とありますが、「水蓄熱式空調システム」を採用した場合、稼動に必要な水道の使用量の計測・記録も要求されますか？水道もエネルギーと見なされますか？	水道についても、本事業における空気調和設備の運用に必要な場合は、エネルギーとして見なし、使用量の計測・記録も要求するものとしします。詳細は、入札説明書等の添付資料「要求水準書」及び「様式集」で提示します。
8	実施方針本文	P2	第1 1 (5)ア, イ	「学校長との調整」について 156校の各学校の窓口は、学校長のみを想定されているのでしょうか。	例えば、具体的な施工の段取りや方法等、事業実施場所の具体的状況に応じた調整が必要な事項に関する窓口は、基本的には学校長となりますが、窓口である学校長が個別具体的事項について別途担当者(教頭等)を指定した場合には当該担当者が窓口になることもあります。また、事業全体に関わるような事柄については、市も窓口となります。
9	実施方針本文	P2	第1 1 (5)ウ	監理担当企業は入札参加グループの構成企業又は協力企業である必要があるのでしょうか。必要ある場合には、参加資格要件についてお聞かせ下さい。 また監理業務を設計又は施工担当企業が兼ねることはできないのでしょうか。	監理担当企業は入札参加グループの構成企業又は協力企業である必要はありませんが、構成企業及び協力企業に含めることも妨げません。ただし、その場合は構成企業及び協力企業としての参加資格要件を守る必要があります。 品質管理の公正さを保つために、当該小学校の設計又は施工に関わった者が、当該小学校の工事監理者となることはできないものとしします。詳細は、入札説明書等の添付資料「要求水準書」で提示します。
10	実施方針本文	P2	第1 1 (5)オ	「緊急出動、緊急修繕」について 出動要請を受けてから到着までに要する時間に制限を設けるのでしょうか。 設けるのであれば、どの程度の時間を想定されますか。	事業者の提案によるものとしします。

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
11	実施方針本文	P3	第1 1 (6)イ	空気調和設備の維持管理費用についてのサービス対価の支払については、事業期間を通じて平準化して支払われるのでしょうか。	基本的には、事業期間を通じて、サービス対価を平準化して支払います。詳細は、入札説明書及び入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
12	実施方針本文	P3	ア	「初期費用の一部については、現在、起債の充当を予定しています」とありますが、「起債の充当」方策はいつごろ確定しますか？(資金調達に大きく影響する事項であり、関心大)	起債充当を行うか否かに関わらず、初期費用の13分の5に当たる額を事業の初年度に支払い、残りの13分の8に当たる額を事業の2年度以降に割賦にて支払うことを想定しています。
13	実施方針本文	P3	第1 1 (6)ア	「空気調和設備の設計・施工・工事監理に係わる費用」について 「現段階では、初期費用の13分の5に当たる額を初年度に支払い、残り・・・」とありますが、初期費用(13分の5にあたる額)の支払い時期は事業者が市へ所有権を移転した直後(平成18年8月下旬)でしょうか？あるいは年度末を想定しているのでしょうか？又、2年度以降に支払われる割賦分の支払い時期はいつ頃を想定しているのでしょうか？	入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
14	実施方針本文	P3	第1 1 (6)イ	「事業契約書に定める額を割賦方式により支払います」について 各年度の維持管理費用(修繕含む)の支払いは、均等払いと考えてよろしいでしょうか。	基本的には、事業期間を通じて、サービス対価を平準化して支払います。詳細は、入札説明書及び入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
15	実施方針本文	P4	第1 1 (11)	「事業期間の終了時には、・・・良好な状態として」とありますが、要求水準を満たす空気調和環境を提供し得る状態であればいいとの理解でよろしいでしょうか。それとも更新を想定されておりますか。	基本的には、事業契約期間終了時点で要求水準を満たす性能が確保されるとともに、事業契約期間終了後も引き続き使用できる状態とするものとします。事業契約期間終了に際して、追加的な修繕・更新を求めるものではありませんが、こういった追加的な修繕・更新についての事業者の提案を妨げるものではありません。
16	実施方針本文	P4	第1 1 (11)	「事業期間終了時の措置」について 「当該空気調和設備を要求水準書に示す良好な状態としておく・・・」とありますが、現状で想定されている良好な状態の基準をご教示頂きたい。	基本的には、事業契約期間終了時点で要求水準を満たす性能が確保されるとともに、事業契約期間終了後も引き続き使用できる状態とするものとします。事業契約期間終了に際して、追加的な修繕・更新を求めるものではありませんが、こういった追加的な修繕・更新についての事業者の提案を妨げるものではありません。
17	実施方針本文	P6	第2 2	事業開始(18年3月下旬)から運用開始(8月下旬)まで5ヶ月と短い期間での設計・施工・引渡となっておりませんが、各検査期間(基本設計・実施設計・竣工・譲渡)についてはどのようにお考えでしょうか。また、検査の遅れによる引渡の遅延リスクは貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	検査等に関わる市の考え方、リスク分担については、入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
18	実施方針本文	P6	第2 2	入札時に提出する事業提案書に含める項目・書式は、入札説明書により指定があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等の添付資料「様式集」で提示します。
19	実施方針本文	P8	第2 3 (4)	入札説明書の公表時に交付予定の関係図書は、全156校の既設図面(建築・設備含む)があると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等の添付資料として、各対象校において作成した対象施設の現況図、建築標準図、市が指定する4校のCAD図面データ(配置図、立面図、平面図)等を提供します。
20	実施方針本文	P8	第2 3 (4)	事前情報(図面等)と実際の現状が違った場合のリスクは貴市のリスクという理解でよろしいでしょうか。	実施方針リスク分担表(案)に記載のとおり、例えば、他校の図面だった、別校舎のものだった等、重大な誤りがあった場合のみ市のリスクとします。
21	実施方針本文	P8	第2 3 (7)	提案(事業費算定)に当っては、156校全部の現地調査が必要であり、約1ヶ月(7月下旬～8月中旬)の見学期間では短いと思われます。特に既設図面がない場合、現地調査の時期及び時間の延長をご検討いただけますでしょうか。	現地調査時の参考図面として、各対象校において作成した対象施設の現況図等を提供しますので、入札説明書等の添付資料「様式集」で提示する日時に現地調査をお願いします。
22	実施方針本文	P8	第2 3 (7)	現地見学は1日あたり何校程度実施されますか。土日等学校休日も実施されるのでしょうか。	入札説明書等の添付資料「様式集」で対象校別の現地見学日程を提示します。

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
23	実施方針本文	P8	第2 3 (7)	「現地見学」について 各校の見学可能日時は、京都市サイドにて全体調整が行われると考えてよろしいのでしょうか。	対象校別の現地見学可能日については、市で各校と調整し、入札説明書等の添付資料「様式集」で対象校別の現地見学日程を提示します。
24	実施方針本文	P8	第2 3 (7)	現地見学の際、既存建物の確認のため竣工図面等を拝借することは可能でしょうか。また、CADデータがあるようでしたら頂くことは可能でしょうか。	入札説明書等の添付資料として、各対象校において作成した対象施設の現況図、建築標準図、市が指定する4校のCAD図面データ（配置図、立面図、平面図）等を提供します。 なお、現地見学に当たって、竣工図面等の貸し出し、CADデータの提供は予定しておりません。
25	実施方針本文	P10	第2 4 (1)ウ	グループ構成企業から請け負う「協力企業」を明らかに。とありますが、業務内容（P2, I, 1, (5), 7, イ, ウ, エ, オ）及びその規模も明示する必要がありますか。	協力企業については、本事業における役割について記載いただきますが、具体的な記載項目については、入札説明書等の添付資料「様式集」で提示します。
26	実施方針本文	P10	第2 4 (1)カ	経営事項審査項目の「管」の総合評定点が一定の点数以上であることとありますが、具体的には何点以上でしょうか。	入札説明書で提示します。
27	実施方針本文	P10, P11	4(2)ア, イ	「設計に当たる者の参加資格要件」について  “入札参加資格要件”の「基本的参加資格要件」京都市競争入札参加有資格者名簿(物品, 工事, 測量・設計等)に記載されている者とあります。弊社は“物品”“工事”の入札参加有資格者で、“測量・設計”の有資格者ではありませんが、イ、設計に当たる参加資格要件(ア)(イ)は有しており、会社としても設計・施工の能力がございます。設計に当たる者は別に“測量・設計”の有資格者名簿登録企業とする必要はあるのでしょうか？	「設計に当たる者」の要件は、構成企業に設計に当たる者を含める場合の要件です。ですから自社で設計、施工される場合は、改めて「設計・測量」の有資格者登録を行っている必要はありません。 詳細は、入札説明書で提示します。
28	実施方針本文	P10	第2 4 (1)ウ	入札参加者の構成企業は、他の入札参加グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとありますが、この方針は選定から漏れた構成員による落札者に対する工事および設備機器等の商行為も妨げると考えてよろしいのでしょうか？	「入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業、協力企業に成れない」と規定しているのは、構成若しくは協力企業が重複して入札参加者となった場合競争性を確保できないおそれがあるためです。協力企業については、原則として申請時に表明していただいた協力企業について変更は認めないこととしていますので、選定にもれた場合に他の入札参加者の協力企業となることはできません。また、本市では工事において同一入札参加者が落札者の下請となること（一次下請のみならずすべての下請）を禁止していますので、選定にもれた場合に構成企業、協力企業が下請企業となることはできません。
29	実施方針本文	P10	第2 4 (1)オ	入札参加グループの構成企業は、選定後直ちにに本事業を実施する特定目的会社への出資及び設立を行うとありますが、商法で定める最低資本金10,000千円以上に、特別な金額を要求されますでしょうか？	特別目的会社は商法に定める株式会社とします。資本金の額については、商法で定める要件以外のものは、事業者の提案によるものとします。本店所在地は京都市内とします。その余の条件は入札説明書及び入札説明書等の添付資料「基本協定書(案)」で提示します。
30	実施方針本文	P10	第2 4 (1)カ	「入札参加者の全体構成」について 「入札参加グループの構成企業には、管工事を行う企業を1企業以上含めることとし、」とありますが、「管工事を行う」条件には京都市に登録する営業実態調査（工事）で管工事と登録されている等の制約があるのでしょうか。「管工事を行う企業」の条件をご提示頂きたい。	「管工事ができる」とは建設業法に定める管工事業の許可を得ていることであり、本市の有資格者登録で管に登録している必要はありません。
31	実施方針本文	P11	第2 4 (2)イ, ウ, エ	参加資格要件で、平成7年度以降 室内機15台以上・延べ床面積1,000㎡以上とありますが、その根拠をご提示ください。	実績要件は、1小学校当たり設置予定している教室数から算定しています。
32	実施方針本文	P11	第2 4 (2)イ, ウ, エ	参加資格要件で、平成7年度以降 室内機15台以上・延べ床面積1,000㎡以上とありますが、緩和措置はあるのでしょうか。	実績要件に対する緩和措置はありません。
33	実施方針本文	P11	第2 4 (2)イ, ウ, エ	参加資格要件で、平成7年度以降 室内機15台以上・延べ床面積1,000㎡以上とありますが、室内機にはファンコイル等も含まれるのでしょうか。	室内機には冷暖房機器のファンコイル等も含まれます。
34	実施方針本文	P11	第2 4 (2)イ, ウ, エ	「実績を有していること」について 実績はどの様な形で証明すればよろしいのでしょうか。	入札説明書等の付属資料「様式集」で提示します。

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
35	実施方針本文	P11	第2 4 (2)エ	「専任で配置できること」について現状想定されている専任についてのお考えをご教示願います。 (配置人数、配置時間、配置場所、休日祝日に行われる学校行事及び夏休み期間等への対応)	維持管理における専任については、故障時などの場合に即応できる体制を想定しています。人数等は、事業者の提案によるものとします。
36	実施方針本文	P12	第2 4 (4)	協力業者の変更等について入札書及び事業提案書提出後、事業期間終了までの間、やむをえない事情により協力業者の変更を生じた場合には、いかがすればよろしいでしょうか。	協力業者の変更等については原則として認めませんが、入札者がやむをえない事情による変更を希望する場合は、市が個別の事情を勘案した上で変更の可否を判断するものとします。
37	実施方針本文	P12	5(3)イ	「提案の審査」「第二次審査」の評価について  「第二次審査」「提案の審査」～定量的評価並びに定性的評価の配点区分については、入札前に公表されるのでしょうか？ 入札前に公表される場合は、どの時点で公表されるのでしょうか？ お教え下さい。	入札説明書等の添付資料「落札者選定基準」で提示する予定です。
38	実施方針本文	P12	イ(ア)	「エネルギー費用を勘案して評価」とは、具体的には、どのような評価方法を考えていますか？	基本的に、入札参加者が提示する入札価格(初期費用及び維持管理費用の総額)及び事業期間内の空気調和設備の運用にかかる想定エネルギー費用の総額の合計をもって価格面の評価を行うものとします。詳細は、入札説明書等の添付資料「落札者選定基準」で提示します。
39	実施方針本文	P12	第2 5 (3)イ	「エネルギー費用・・・を勘案して評価」について 実際使用したエネルギー費用が、提案時想定したエネルギー費用を超過した場合には、何らかのペナルティ(減額措置等)が発生するのでしょうか。	事業者には、市の想定する運用条件や熱負荷計算条件を踏まえた上で提案する空気調和設備機器の性能(単位時間当たりのエネルギー消費量等)を保証していただくこととなります。 空気調和設備機器の性能が提案時の水準を下回った場合には、事業者が速やかに性能回復する義務を負うとともに、速やかに性能復旧できない場合は、サービス対価の減額等のペナルティが発生する場合があります。詳細は、入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
40	実施方針本文	P12	第2 5 (3)イ(ア)	定量的評価について 「エネルギー費用(事業契約期間内に空気調和設備の運用に必要となるエネルギー量を算出)」とありますが、エネルギー費用を算出する根拠となる単価は、いつの時点の単価を適用されるのでしょうか。 又、エネルギー費用の算出は市側でされるのでしょうか？あるいは事業者が提案の中で設定するのでしょうか？	エネルギー費用を算出する根拠となる料金体系の基準日は、入札説明書等の添付資料「要求水準書」で提示します。 提案書におけるエネルギー費用の算出は、上記の基準に従って、事業者において算出していただくこととなります。
41	実施方針本文	P13	第2 7	特別目的会社設立に関する条件(資本金・本店所在地等)は、あるのでしょうか。	特別目的会社は商法に定める株式会社とします。資本金の額については、商法で定める要件以外のものは、事業者の提案によるものとします。本店所在地は京都市内とします。その余の条件は入札説明書及び入札説明書等の添付資料「基本協定書(案)」で提示します。
42	実施方針本文	P13	7	特別目的会社に対して構成企業の債務保証は要求されますか？(当社のように債務保証を行わない方針の会社もあると思われます)	事業者の提案によるものとします。
43	実施方針本文	P13	7	「特別目的会社」とはどういう意味で使っていますか？いわゆるSPC法(資産の流動化に関する法律)とは別物という理解でよろしいですか？商法上要求される株式会社以上の何か特別な要件が要求されますか？	特別目的会社は商法に定める株式会社とします。資本金の額については、商法で定める要件以外のものは、事業者の提案によるものとします。本店所在地は京都市内とします。その余の条件は入札説明書及び入札説明書等の添付資料「基本協定書(案)」で提示します。
44	実施方針本文	P15	(4)	「市の実施するモニタリングに関して、選定事業者が行う必要な業務に係る費用」は、具体的にどのような費用を想定されていますか？	例えば、モニタリングの実施に当たって、選定事業者の説明が求められる場合の選定事業者側の人件費、資料作成費等、選定事業者に発生する全ての費用とします。 なお、市職員の人件費等、市に発生する費用は含まれません。

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
45	実施方針本文	P15	第3 4 (2)ウ	「選定事業者が担保する義務」について担保する方法として、具体的にどの様な方法をお考えでしょうか。	事業者には、市の想定する運用条件や熱負荷計算条件を踏まえた上で提案する空気調和設備機器の性能（単位時間当たりのエネルギー消費量等）を保証していただくこととなります。 空気調和設備機器の性能が提案時の水準を下回った場合には、事業者が速やかに性能回復する義務を負うとともに、速やかに性能復旧できない場合は、サービス対価の減額等のペナルティが発生する場合があります。詳細は、入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
46	実施方針本文	P16	第4 2 (1)	「主たる方式については概ね140校以上の学校で共通に」することですが、エネルギーの種別を共通にすればよろしいのでしょうか、それとも設置機器まで統一する必要があるとお考えでしょうか。	主たるエネルギー方式については、御指摘のとおり、種別（例えば、電気方式、都市ガス方式等）を共通にいただければ結構です。設置機器まで共通にする必要はありませんが、各小学校間の公平性を保つように留意してください。
47	実施方針本文	P16	第4 2 (2)	空気調和設備の設置に必要な敷地及び既設の学校施設・設備については市が無償で提供するとありますが、建設中の資材置き場や現場事務所設置についても同様に無償で提供していただけるのでしょうか？	いずれも、無償で提供することとしておりますが、対象校の敷地内という物理的な制約、及び学校教育活動等に支障が及ばないという施策的な制約があります。具体的な場所については、各校の学校長と協議し了解を得ることとします。
48	実施方針本文	P18	第4 7	「市が事業契約を解除した場合は、…選定事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行います」とありますが、どのくらいの額をお考えでしょうか。	入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
49	実施方針本文	P18	第6 2 (1)	選定業者の財務状況が著しく悪化した場合事業契約を解除することができるとありますが、事業者の財政状況とはどのような資料に基づいて判断されるのでしょうか？	主として、毎年、選定事業者が作成する財務書類等に基づき確認しますが、これに限られず、業務の実施状況等の間接事実により財務状況の悪化が判断される場合もあります。
50	実施方針本文	P18	第6 2 (2)	市の帰すべき事由により事業の継続が困難な場合には選定事業者は事業契約を解除でき、選定事業者が生じた損害を賠償するとありますが、アレンジメントフィー等をはじめとする金融費用の全額を請求できるものと解釈してよろしいでしょうか？	合理的な範囲の金融費用は、賠償対象となります。
51	実施方針本文	P18	第6 3	金融機関との市の協議について、どのような場合に協議をおこない、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）の締結をおこなうのでしょうか？	選定事業者から直接協定の締結に係る要請があった場合に協議を行います。協定の内容は、入札説明書等の添付資料「基本協定書(案)」、「契約書(案)」の内容と矛盾しない範囲内での協議によるものとします。
52	実施方針本文	P18	第6 3	「市が当該金融機関と直接協定することがある」について具体的に、どういう場合に、どういう内容を協定するのでしょうか。	選定事業者から直接協定の締結に係る要請があった場合に協議を行います。協定の内容は、入札説明書等の添付資料「基本協定書(案)」、「契約書(案)」の内容と矛盾しない範囲内での協議によるものとします。
53	添付資料 1	P21～P23	No. 15, No. 25～30, No. 34～43	不可抗力リスク、工事リスク、維持管理リスク等について小学校という環境を考えると、生徒や学校施設利用者等が引き起こしたと推定されるも原因者が特定できないケースが発生すると思われませんが、原因者が特定できない損害や工事・維持管理費等の増加が発生した場合、一般的には市側にリスクがあると解釈しますが問題はないのでしょうか？	追加費用又は損害の発生原因の特定は、選定事業者により行っていただく必要があります。どうしても原因が特定できない場合は、市は協議には応じますが、協議が調わない場合には、特定できないリスクは、選定事業者に負っていただくこととなります。
54	添付資料 1	P21	No. 17, No. 18の※5	「○、△の解釈」について P 2 4【注釈】※5の説明では、「・・・市と選定事業者との協議により・・・」とありますが、P 2 1, No. 1 7, No 1 8のリスク分担では、市が△、事業者が○と表示されています。この表示の解釈についてお聞かせ下さい。	物価変動に関する具体的なリスク分担の考え方については、入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
55	添付資料 1	P21	No. 2, No. 5	「法令の変更、新規立法、法人税に関する変更」について事業者サイドにリスク分担が振り分けられている理由をお聞かせ下さい。 (法令の変更、新規立法及び法人税に関する変更は、民間事業者サイドでは何ら事前の対策を行うことができません。さらに将来の予測も不可能です。)	法令変更リスク及び税制変更リスクはいずれも選定事業者のみならず市においても事前の対策が行えるものではありませんが、そのうち、事業に直接関係するためにリスクが大きいものは市が負担し、それ以外のものについては選定事業者が負担することを意図して、リスク分担表(案)を提示しております。

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
56	添付資料1	P21	No.19	金利変動リスクは事業者負担とありますが、金利の設定時期および方法等をご教示下さい。	入札説明書で提示します。
57	添付資料1	P21-24	リスク分担保表(案)	環境衛生上のリスク。現時点では、環境衛生上問題があるとはされていないものが、後日にいたって問題とされるに至ったものについてのリスク分担保をどう考えますか？	当該リスクが法令変更、新立法化に係るものである場合には、実施方針リスク分担保表(案)及び入札説明書等の添付資料「契約書(案)」によるものとします。
58	添付資料1(リスク分担保表)	P21~28	共通	対象となる京都市立小学校の対象数が統廃合により減少した場合のリスクについては市が負担すると思われるでしょうか？	入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
59	添付資料1	P22	No. 33	「技術進歩」について 維持管理期間中の技術進歩については、空調設備の内容にどの様に反映させるお考えでしょうか。	基本的には、事業者が提案する維持管理業務の水準を守っていただければ結構です。ただし、今後の技術進歩によって、より効果的に維持管理業務を行うことができる技術が開発された場合等においては、選定事業者と市との間で協議し、その技術の導入について協議するものとします。
60	添付資料1	P24	※8	エネルギーコスト増のペナルティーはどのようなものをお考えられますか？	事業者には、市の想定する運用条件や熱負荷計算条件を踏まえた上で提案する空調調設備機器の性能(単位時間当たりのエネルギー消費量等)を保証していただくこととなります。 空調調設備機器の性能が提案時の水準を下回った場合には、事業者が速やかに性能回復する義務を負うとともに、速やかに性能復旧できない場合は、サービス対価の減額等のペナルティが発生する場合があります。詳細は、入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
61	添付資料1	P24	【注釈】(※5)	「大幅な物価変動あった場合」について変動があったと認定する基準をご教示願います。	入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
62	添付資料1	P24	【注釈】(※7)	「設定する性能を下回った場合」について性能の低下はどのような方法で計測・判断される予定でしょうか。	市は、市が指定する運用条件や熱負荷計算条件を踏まえた上で事業者が提案する空調調設備機器の性能(単位時間当たりのエネルギー消費量等)について、モニタリングを行うことで検証します。モニタリングの詳細については、入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
63	添付資料1	P24	【注釈】(※4)	不可抗力事由により選定事業者に損害が発生した場合、一定の金額は選定事業者の負担とありますが、選定事業者がこの一定の金額を負担しなければならない理由・根拠をご教示頂きたい。	不可抗力事由により生ずる費用又は損害は、当事者双方の責めに帰すべからず事由に基づくものであり、この場合、本来的には、そのリスクは折半して負担するべきとの考え方もあり得ますが、選定事業者の負担を減じ、あるいはリスクの範囲を明確化すべく、選定事業者の負うべき負担は、公共工事請負契約々款の規定を参考にして「初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の100分の1まで」に限定するものです。
64	添付資料1	P24	【注釈】(※4)	不可抗力事由により選定事業者に損害が発生した場合、一定の金額(初期費用相当額から割賦手数料を控除した金額の100分の1まで)は選定事業者の負担とあります。 「一定の金額=100分の1まで」とは、事業期間の13年間に渡り発生する不可抗力による損害額の累積が、初期費用相当額の100分の1に達するまでは事業者側においてこの費用を負担するとの解釈でしょうか？	詳細な条件は、入札説明書等の添付資料「契約書(案)」で提示します。
65	実施方針説明会			5/30開催された方針説明会参加企業リストの公開はしていただけるのでしょうか。 意図:JVを組む場合に必要。 背景:複数の業者との衝突を避けるため、説明会参加者リストでの確認を要する為。	参加企業名については、京都市情報公開条例に基づき、法人等の事業活動に関する情報として、公表致しません。また、実施方針説明会には、各企業の自主的判断で御参加を賜ったものであり、公表することの了解を得ておりません。 入札説明会においては、企業名の公表の了解を得られた企業に限り、その名称の公表について検討します。